

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第395号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成29年6月22日から施行する。

平成29年6月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサノール-1-オン及びその塩類
- 2 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- 3 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類